

# 吉川警察署からのお知らせ



＼ネットの危険から子供を守るためには？／

## 保護者が今できること

1

### 吉川警察署における検挙事例 ～SNS等に起因する事件の概要～

#### ■ 児童ポルノ製造

小学生の男児は、インターネットで知り合った小学生女児に対し、メッセージアプリの有償コンテンツを対価として裸の写真の送信を要求し、同女児から裸の写真等の送信を受けたもの。



SNSで、子供が裸や裸に近い画像等を知らない相手に送ってしまう事案が発生しています。一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。子供が被害者にも加害者にもならないようにするためにSNSの危険性について子供と一緒に考えておく必要があります。

#### ■ 青少年健全育成条例（淫らな性行為）



会社員の成人男性は、SNSで知り合った女子高生を自宅に宿泊させ、同女合意の下、性行為に及んだもの。 ※女子高生は家出中

犯罪者が優しい言葉をかけてきたり、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で会う約束をして犯行に及ぶという事案が発生しています。子供がSNS等で知り合った人と安易に会うことがないように、日頃から子供とコミュニケーションをとり、変化に気をつけるようにしましょう。

## 2

### 我が家の「ネットルール」作りについて

- 子供がインターネットで接している情報や考え方を理解する。
- 家庭内でのコミュニケーションを密にする。
- 子供の成長に見合ったルールを決め書面にしておく。

(利用時間、サービス、守れなかった時の対応)

- 決めたルールは定期的な見直しと更新を行う。



新しく自分のスマホ、ゲーム機、タブレットを持つときが、ルール作りのベストのタイミングです。ポイントは親子双方が自分の意見をしっかり出し合うことです。一方的に保護者が勝手に決めたり、子供の言いなりになると、長続きしません。お互いが納得し、双方が尊重できるルール作りをすることが重要です。

## 3

### 「フィルタリング」の活用について

- 子供に有害なコンテンツの遮断
- スマートフォンの利用時間の制限
- アプリのダウンロードの制限 など



※携帯電話事業者は、青少年が利用する場合、  
**原則としてフィルタリングサービスを提供する義務**があります。  
(契約時、使用者が青少年である旨を申し出る必要がある)

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。

